

## 大津家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成16年9月29日(水)午後2時～午後4時38分

### 2 場所

大津地方裁判所第6号法廷(ラウンドテーブル法廷)

### 3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

岡野理子, 小川恭子, 黒田清喜, 重吉孝一郎, 長野辰司, 福井一郎, 福浦厚子, 松田俊夫, 山口浩次

(事務担当者)

東薫, 田中時雄, 鞭厚

### 4 議事

#### ・ 委員の異動について報告

総務課長から, 富越和厚委員, 森田昌稔委員の異動に伴い, 4月1日付けで重吉孝一郎委員(大津家庭裁判所長), 5月1日付けで長野辰司委員(大津地方検察庁検事)が任命された旨, 報告があった。

#### ・ 新任委員の自己紹介

#### ・ 委員長の選任

一人の委員から委員長には学識経験者委員がなるべきであるとの意見が出されたが, 学識経験者委員からの立候補はなく, 他の委員からは重吉委員がふさわしい, 所長が委員長で不都合があれば交替すればよい等の意見が出て, 重吉委員が委員長に選任された。

#### ・ 総務課長から, 大津家庭裁判所における広報活動の取組について説明 説明事項は別紙第1のとおり

#### ・ 意見交換(「大津家庭裁判所の広報(情報発信)の在り方について」)

発言要旨は別紙第2のとおり

- ・ 次回の意見交換のテーマについて

発言要旨は別紙第3のとおり

- ・ 次回の開催日程

仮日程を平成17年1月19日(水)又は2月9日(水)の午後2時からとし、事務担当者が欠席委員の出席可否を確認した上で決定する。

- ・ 委員会の運営に関する事項についての新たな申合せ

公開する議事録における発言者の表示方法について、今後、委員長、学識経験者委員、弁護士委員、検察官委員、裁判官委員及び事務担当者を区別して表示することとなった。

---

(別紙第1)

大津家庭裁判所における広報の取組について(レジュメ)

(平成16.9.29家裁委員会資料)

- 1 滋賀県発行の「ボックスくらしの情報箱」への寄稿
  - ・ 特定調停
  - ・ 相続について
  - ・ 簡易裁判所の事物管轄の引き上げ
- 2 裁判所法律豆知識シリーズ(1~3)の作成
  - ・ 婚姻と法律
  - ・ 相続について
  - ・ はんこと実印
- 3 講師派遣

(例) 成年後見制度及び裁判員制度について

(9月17日, 大津市社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会連合会)

4 「法の日」週間行事

家事手続案内(模擬調停, 見学等。10月16日(土)午後1時30分~)

5 ホームページの充実

- ・ 裁判所ホームページの改修(庁名表記の変更, アクセスカウンターを設置等)
- ・ 裁判傍聴, 法廷見学, 模擬裁判, ビデオ貸出し, 広報行事等の記事の掲載

6 中学生向け広報

- ・ 中学校の先生との意見交換会(8月11日)
- ・ 刑事模擬裁判

7 裁判員制度の広報

- ・ 県及び県内全市町村に広報誌への記事の掲載, ポスターの掲示を依頼
- ・ 所長インタビュー(7月5日, NHK「おうみ発610」)

---

(別紙第2)

発言要旨(大津家庭裁判所の広報(情報発信)の在り方について)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

報告に関してのご質問, ご意見をうかがいます。

ホームページを検索したが, やはりまだ「大津家庭裁判所」単独では出てこない。また, 大津地方・家庭裁判所のホームページの表紙画面で, 家庭裁判所の問

題は何処で見たらよいかわかりづらい。「家庭裁判所」という画面にはいれるのですか。

元々の設計がそうっており、都道府県単位の裁判所で1つのページとなっています。

お知らせコーナーでも、いろいろなお知らせがゴッチャ混ぜになって入っている。家庭裁判所の情報を知りたければ大津家庭裁判所を選べば情報が見られると良いと思います。

報告のあった裁判所法律豆知識シリーズが届いたという連絡が行政機関の出先機関である支所からありました。以前、支所には「検察審査会」以外の地方裁判所、家庭裁判所関係のパンフレットは一切なかったもので、裁判所の総務課長にお願いして、送ってもらったものですが、これからも、この豆知識シリーズは継続して頂けるのですか。

法律豆知識シリーズにつきましては、今、具体的に次はこの予定ですというものはありません。ご要望等があれば、そのテーマに沿って検討させていただきます。また、支所等への備え置きの関係では、裁判所から各自治体には、例えば大津市や町へは、従前から送らせて頂いていますが、支所までということになると別の課などをお願いして、そちらからということになるようで、裁判所でもかなりまとまった数量を準備して、こういうルートにのせないと、なかなか届かないというのが実情のようです。出来るだけそのあたりも工夫していかなくてはと思っています。

大変努力をしておられるのは分かります。しかし、例えば、暮らしの情報ボックスの発行部数は4万部で、滋賀県内47万世帯で見ますと、12軒に1軒届くかどうかということですので、これまでよりは1歩前進といえますが、もう少し努力して頂く必要があると思います。また、法律豆知識シリーズについては、もう少しチャート図を入れる等して内容を柔らかくし、ちょっと手に取ってみようかなというものにして頂きたい。その点では、この情報ボックスの方がカット図

も豊富で漫画的な流れがあり分かりやすい。予算の制約はあるでしょうが次号は、もう少しビジュアルな分かりやすいものにして頂きたい。それと、ご報告とははズれるかもしれませんが、広報に関して大体どういう予算立て、要求になっているのかお聞かせ願えないかと思えます。

17年度の概算要求については、お手元に資料として配布しましたが、16年度の予算額3156億2700万円に対して、17年度の概算要求額は3300億6500万円と聞いています。この中で広報関係がどれくらいの予算を見積もっているかというについては、最高裁判所が予算要求しているところであり、当庁では承知しておりません。

法務省は裁判員制度の計画推進の為に13億2100万円の上申をしております。最高裁判所は新規に21億3600万円です。具体的にどのような中身なのか知りたいのです。

裁判員制度の導入準備の為に広報だけではなく人的、物的も含めて、17年度21億3600万円を要求しています。導入準備の内容としては、新聞や雑誌の広告や広報用ビデオの作成等が含まれているとのことですが、それぞれにどれくらい計上されているかは当庁では分かりません。

これから広報或いは広聴の活動が、裁判員制度も含めて必要になると想像がつかますが、例えば、裁判所の存在意義を国民により知っていただくため、今は総務部門で兼ねてやっておられる広報広聴担当を、広報、広聴担当のセクション、担当者を裁判所の中に置くということはなかなか難しいのでしょうか。そのセクションでは、これまでの模擬裁判等を含めた啓蒙活動ということもありますし、裁判所のいろんな局面でアンケートを実施したり、司法制度についての問題があったり、最近では少年審判においては、例外的に審判の中身について、事後のレクチャーをされておられるケースもあります。裁判所の仕事、或いは判断というものを、国民により理解して頂くためのセクションを一度検討されてもいいのではないかと思います。報道機関が、裁判の内容を伝える中で、時々裁判官の趣旨

と少し違うような報道内容になることもありましょう。今はどうしても主に弁護士の方にお話をお聞きして伝えていくこととなります。そうすると、やはり幾分の偏りがある場合もありうるというようなこともあり、そういう意味では、裁判所のよりよい活動を裁判員制度の件も含めて考えていただく為には、広報、広聴の「官」の部署やその専任を、それが無理ならどなたかが兼務するというように、より明確な形のものを作るということは、難しいのでしょうか。

裁判員制度も含めて広報は総務課が担当窓口になっております。裁判員制度の関係では、当庁でも裁判官等を含む広報委員会を立ち上げて、全国規模の制度導入ですが、当庁限りで出来る広報活動もあるのではないかとということで検討に入っているところです。先ほど、委員がおっしゃいましたように、注目をあびている事件の判決時には、要旨、骨子を報道機関の方に渡して、正確な報道のためにご理解頂けるようにしている場合もあります。もし、記者の皆さんから、要旨、骨子に限らず、判決文について分かりにくい箇所等ありましたら、総務課に言って頂いたら、担当裁判官にお聞きして、できるだけ分かりやすい説明ができるのではないかと思います。

要旨、骨子について分からないことがあれば質問して頂いたら、総務課長が説明できる限りは説明します。広報官とか広聴官という話は、今のところ全く聞いておりません。

地域にいて住民の立場で相談を受けていると、DVの問題が非常に多く、例えば、いつも元夫に刃物で追い回されており、離婚したいがなかなか話に応じてもらえないとかの相談があったときに、例えば離婚をするとした時に相談するとしたら何処へ行ったらよいのか。弁護士の所へ行けと言うのか、或いは、家庭裁判所のこの部署へ行って、夫が取り合ってくれないときにはここへ行ったら調停にかけてくれますよとか、具体的なことを何処へ相談すれば教えてもらえるのかが分かれば我々は非常に助かる。

そういう事柄も広聴に含まれ、聞くという広聴はそういう意味です。

ベテランの民生委員になると、その人の離婚したいという話を聞きながら、その人が本当にどうしたいのかという本人の意志をしっかりと確かめて、離婚したいのなら調停離婚、協議離婚の説明しながら、裁判所に行ってみなさいとか、あなたの場合ややこしいから弁護士にきちんと相談した方がいいというようにしておられると思います。そういう意味では、中間に立つ相談員達が、裁判所とうまく連携が出来るように、先ほど中学校の先生がここで裁判の見学をして、いろんな感想を持たれたように、真ん中にたつこの相談員達と、また私たち相談業務に携わっている者と裁判所の機能が、もう少しかみ合うような身近になる企画がもっとあればよいと感じている。私は、たまたまこの委員会に参加しているので、この1年間は、わりと裁判所という文言が新聞や何かに出ると敏感に反応しますが、そうでない方にとってはまだまだです。先日も研修会に裁判官と職員の方に来て頂き、裁判員制度と成年後見制度をそれぞれご説明いただきましたが、もちろん、それは良かったのですが、裁判所を身近に感じていない多くの方にとっては、まだまだその表現自体がなじまないし、結局、説明としても堅い説明になってしまうので、聞く方にとっては何や堅いなということになってしまう。ですから、どうすれば皆さんに身近なものとして分かってもらえるかというのは、知恵を絞らないといけない。一つは、家庭裁判所で行われている模擬裁判を見るというのは、非常に重要なことだと思う。実際に体験していくという機会を多く作ることが分かって貰うために必要ではないかと思う。そのためにどうするか。先ほどお話があった、窓口のようなものをつくって貰えると大変スムーズに行くのではないかと思う。たまたま私の場合は、総務課長が、そういう役割を果たしてくれるというのが分かっているので連絡していますが、例えば、見学に来たいとか講師を派遣して欲しいとかいうときに、一般の方には一体どの課にお願いすればよいのか分かりにくいのではないかと思います。また、見学などを受け入れているということも、まだまだ知って貰えていないのではないかと思います。

この広報の取り組みの報告を大変興味深く聞かせて頂きました。広報活動は一

般にどこをターゲットにするかという事を先に設定してから行うものだと思いますが、報告の1から6に関しては、総花的で、かつターゲットを絞っていないので誰にとっても少しずつずれているという感じがします。むしろ最初から、ターゲットを分けて広報活動をされる方が適当ではないかと思います。例えば、私の場合は学生と対応していますので、春になると必ず、マルチ商法等の学生ならではの紛争に巻き込まれることを予防するために、まず4月の段階でこういう事が起こりますよという事を1日使って説明します。その際のテキストは、他の県がつくった薄いパンフレットのようなテキストを学生に買わせていますが、毎年、新手の悪徳商法が出てくるので、そのパンフレットでは全然追いつかないし、担当する人も個人的努力でやって貰っています。また、中学生というターゲット、小学生もあると思いますし、先ほど言われたようにドメスティックバイオレンスとか、そういう子どもを持っているお母さん達をターゲットにする広報も必要だと思います。同時に県内には沢山大学がありますので、それはそこだけを絞って、例えば大学生にとって、相続に関してとか、公印がすぐさま問題になると思いませんので、大学生になった一回生の時に巻き込まれるであろう、いろんな問題に関してだけ、まず一つ作ってもらって、広報の対応先を細分化されることをまず考えて頂いたらよいのではないかと思います。

それとの関係で申しますと、先ほども言われていましたが、まず何が求められているかというのをきちんと知る必要があると思います。ですから、例えば先日中学校の先生と意見交換会をされたのは良かったと思いますが、それぞれのところに対して裁判所に何を求めているのか、必ず答えられるとは限らないけれども、裁判所に対して何かご要望はございますかとアンケート的にお聞きになるとか、また、裁判所の利用者に対しては、アンケートをされるということでも良いと思います。所長が鳥取でアンケートをされていたという話を他からお聞きしているので、是非、この件について御紹介頂きたいと思います。裁判所へ来た方が気づいたこと、感じたことがあった場合に、ここはもう少しああした方がいいとか、

こうした方がいいとかいったことを書いて入れられる目安箱的なものを置くなりして、実験的にやってみるのもいいかも知れません。行事等の機会があるときはアンケートをすると共に、特に来庁された方が最も感じておられると思うので、インターネットの書き込みのような形でももちろんかまわないので、実際来られた方についての感想はわりと簡単に得られると思いますから是非それはやってみるといいと思います。裁判所がどう見られているか、評価される部分と、こんな事かという事もあるし、事柄によっては割と簡単に改善できるところもあるのではないかなと思います。

分類をしてお話を聞くとすると、訴訟の当事者とか関係者という人達と、有識者、それと将来は利用者となるかも知れない一般の国民の皆さんで、裁判所とは非常に縁が薄いけれども聞き及んだ情報を一杯持っておられ、それぞれ裁判所に対するイメージを持っておられる一般の方というもの、私はこの3つを区別して考えることが多いです。鳥取のお話をしますと、裁判所の所長にはそういうものを実施しなさいという権限はありませんので、こういう事をするのもいいのではないかという提案をし、3、4ヶ月検討して「ご利用者の声」という郵便受けの様な箱を作ったというものです。鳥取は、本庁と倉吉、米子の3つの庁舎しかなく、その庁舎は支部と簡裁を兼ねていますので、話は非常に簡単でした。玄関の見やすい所に「ご利用者の声」という箱をそなえて、何処へ来られましたかとか、職員の対応はどうでしたか等の項目がある用紙を置き、2週間に一度、鍵を持っている課長が他の職員に触らせることなく開けて、本庁は所長に原本を見せ、支部は写しを所長まで送り届けるというものです。問題のあるもので、誰のことを言われてるのか分からないものもあり、その場合はどうしようもありません。記名はほとんど無く、大体みんな匿名でした。内容が分かるものもありますから、それについては、どんな事実関係なのか調査をし、その人の弁明を聞くようにして、調査に入れば、やはりまずかったなということにもなるでしょう。内容が分からないときには、幾つかのめぼしい部署に、こういう投書がご利用者からあつ

たが心当たりはないかと問い合わせ確認するという緩やかな形で、ご利用者の声を職員にかえし、裁判所の利用者に対する接遇等に気を付けるようにということをお話しました。私は利用者の声というものは、自動車で言えば買ってくれたユーザーであり、その人の良いとか悪いとかいう声は、実は一番大事なことでないかなと思っており、そういう人の声を聞くというのは大変意味があるものだと思います。裁判所は紛争の裁定機関ということもありますので、普通の所と少し違う面があります。両方うまくいかないことがありますので辛いところがあります。それはそれとして考えてみてもいいのかなとも思いますが、私一人が思っても、職員みんながそういう気分にならないとなかなか難しいというところがありますので、そういうところも皆様方のご意見を聞きながら、家庭裁判所委員会ではこういう意見が出たという事を職員に聞かせていって、どういう言葉が込められているか自覚してもらおうと思います。

接遇の問題に限らず施設の問題もあり、サービスないし施設の利用具合について等、もう少し全体的な問題が聞けるような内容のアンケートであれば、抵抗は少ないのではないかという気がします。

アンケート等、声を寄せて頂くことは全然問題ないと思います。ただ、施設の問題になると、予算がらみの事柄になってきたときに、声を寄せて頂いたんだけど動きがとれないということにもなり得ます。しかし、そういう声があるということは上級庁に伝えるなりして、しかるべき時期に施設改良の実現をにらんでいけるのではと思います。

広報活動は、何処までやったら終わりとか、何処までやったら十分とかいうことはありません。これから裁判員制度をひかえて、国民に裁判所の機能や役割について十分な理解を得られないと、いざ裁判員になっても、意識の上で、自分の義務であるという理解を持って協力して取り組むということには、なかなかなりにくいと思います。そういう意味で、この機会に裁判所の広報、広聴という意味を少しお考え頂く良いタイミングではないかと思います。

私も、今の意見に賛成です。別の話をしますが、成年後見制度の利用について、市民の方の相談に応じて、家庭裁判所に足を運んで貰うように促している事例が多いのですが、その時に、市民の方は、家庭裁判所の対応を大変喜んでおられます。丁寧に対応して貰えるし、説明も分かりやすい。それは、行ってみて初めて分かることです。そして、その人が別の人から相談を受けたときに、家庭裁判所に行ったらいいよと言ってくれる担い手になると思います。こういうように、少しくま家庭裁判所の事を紹介して、あそこに行って相談をすればいいよと言ってくれる人を増やしていくのが大事なのだと思いますし、行った人が良かったといった声を次にどう生かすかという事も大事だと思いますし、ご利用者の声を聞くポストみたいなものも作ったらいいと思います。行って良かったという声なんかも入ると職員の励みになるのではないかと思います。これから高齢期、特に2015年は超高齢化率の高い時代が来る。滋賀県はその中でも凄く高くなると予想されていますので、10年先、成年後見制度等がどんな風になってるか分かりませんが、家庭裁判所に来る人が大きく増えることが予想され、窓口態勢を整備してもらえると、その利用者がまた他の方に良かったよと声をかけてくれるのではないかと考えているところです。もう一つ、先日裁判所から講師派遣をしてもらい、成年後見制度を御説明いただいた中に、公証人役場で任意後見制度の利用もできますという説明があった。それに対し受講生から任意後見制度は具体的にどんな書式でやるのかという質問があったときに、講師の方が公証人役場の事なので分かりませんと答えられました。分からないことは、分からないでいいんですが、公証人役場において、どんな書式で、どんな風に行われているかということも、是非、裁判所も知っておいて欲しいと思います。場合によっては成年後見制度の説明に来た人に、公証人役場がここにあって、こんな風に聞くと分かりやすいよと、というようなこともうまく説明してあげて欲しいと思います。たぶん、窓口ではやっておられると思いますが。

先ほどの意見に少し付け加えますと、学生向けのという話もありましたが、広

報というのは専門知識とノウハウと戦略が必要です。例えば民間企業の場合は、新製品を出すと、広報次第で、売れ行き、会社の売上げがどうなるかということ非常に大きく左右します。逆に最近の話で言いますと、危機管理の問題といましようか、企業の不祥事があって広報戦略を間違えると企業の存亡に関わるといぐらいの大きな影響を及ぼします。裁判員制度が新商品とはいいいませんが、家裁も地裁も国民の為にあるのだということを訴えていこうとすると、戦略なりノウハウなりが必要になると思います。より専門的な知識なりノウハウなり戦略がないと、国民への浸透という意味では、今までのやり方の延長線上だけでは理解は十分に得られないのではないかと思います。民間等はそういう部分を良く知ってますので、広報の在り方、客の声を聞く態勢というものについては非常に真剣に取り組んでいます。そういうものが、これから裁判所も必要になってくるのではないかと思います。

高校生、大学生がとっかかりですね。鳥取の時に、学校長に裁判所見学に来てくださいと私信を出したことがあります。勉強で忙しいのか分かりませんが、全く不発でした。

開かれた裁判所というのは、相談も入るのですか。例えば家庭裁判所に関わる問題ならば、家庭裁判所へ行って相談してきなさいと言っても良いのですか。

開かれた裁判所には相談も入りますので裁判所へ来て頂いても結構です。ただ、裁判所の相談が、調停を申し立てるのはこうしたらいいですとか、審判を受けるはこうしたらいいですというこの振り分けで、これは調停でないですかねという程度のことはいいんですが、あなたの利益になるような、その為にはこうしたらいいんですよというような一方に支援するような話は、もう弁護士会の方に任せしなくてはなりません。

個人は、自分が有利になるような事を教えてくれるだろうという気持ちで裁判所に相談に行くわけです。そこで裁判所から、それは言って頂いても駄目で、あなただけに有利な話はできませんから別の所へ行きなさいと言われ、裁判所は冷

たいなということで結局また戻って来ます。広報の窓口には、こういう相談はあっちへ行って貰わないと駄目ですよ、こういう相談ならこっちへ来て頂いてもいいですよという具合に、素人が分かりやすい形でやって貰えば、我々も安心して相談先を教えることが出来ます。また、我々が相談者と一緒に裁判所に来て思うのは、窓口で立ったままで対応され、何のことも分からない話を聞かされ用紙だけ貰って帰ってくるというようなことが割と何回もありますので、えらい水くさいなと感じています。例えば病院でも一緒ですが、看護婦さんが少し優しくしてくれると安心するんです。初めて裁判所へ来たような人は、不安感を持っているから、誰が安心感を与えてくれるのかといったときには、窓口が懇切丁寧に説明してくれるのが良いと我々は思っています。裁判所へ来たとき、誰が親切に丁寧に教えてくれるのか。例えば、この件については何処へ行きなさいと教えてくれる。これを分かるようにすることが本当の広報ではないかと思えます。

仕事柄、その様な用件で裁判所へ来ることがないのでお聞きしたいのですが、裁判所に初めて来られた一般の方に対応するのは、そこにおられる書記官で手の空いてる方か、対応専門の窓口係の職員がいて、その方が説明をされているのですか。

規模の大きい庁では、受付専門という職員もおりますが、小規模庁では受付という部署の担当書記官が他の業務と受け付けとを兼ねて対応しています。大津の場合は、受付係はありますが、書記官は他の仕事も担当していますので、そこにいる職員が誰でも対応できるようにしています。

専門に受付を担当するのは、なかなか難しいです。やはり、いろいろな仕事を兼ねて受付をすることになります。

だからと言うわけではありませんが、相談しても立ったままという事になってくるのですか。

全てではありません。座る場所もあります。

以前、横に座れるところがあるという話を聞きましたが、プライバシーが全然

ありません。その点を聞いたところ、隣に審判用の部屋もありますと言われました。しかし、必ずしも空いているとは限りません。その辺のところをもう少し考えて頂きたいところです。

プライバシーについては確かに問題があるので、調停室や審判廷が空いてれば使用したりもします。

裁判所の場合の相談は、法律相談というのと紛らわしくないように受付相談という言葉を使うことが多いです。事件の内容にはいると弁護士のところへ行く法律相談で、どういう手続になるかという受付相談だと裁判所の仕事です。本来、どのラインに乗せるかという振り分けをする受付相談だけだとそんなに時間はかからないはずです。

でも、相談に来た人は、そのディレクトリーを聞いただけでは、たぶん止まらなくなると思います。

そうなると思います。

京都は、府や市で、市役所や区役所、それ以外のところでも、無料で法律相談が出来るので、ディレクトリーにしてももちろん、もっと詳細な具体的な踏み込んだ話も自分で要領よくまとめていけば聞く事ができ、時間も取りあえず20分とか、再度また予約を取ってとかできますが、滋賀県は無料法律相談がないのですか。

大津市も、滋賀県もあります。予約で一杯です。

裁判所に名字を変えて欲しい、名前を変えて欲しいとかいうのは、裁判所とその人の間の一方通行という関係の事柄なので、これは法律的な解釈を説明してあげても別に誰かを害する心配は全くないので良いのですが、離婚だとか慰謝料の話になると必ず相手がありますから、来られた人に話を聞いていると、つい同情してしまい色々教えてあげたくなるが、それを教えると、もし実際に調停になったときに、相手の方が裁判所はこんな事まで教えたのかと言われると「何だ」ということになりかねません。

そういう事柄が大体調停にのる事件です。調停を申し立てて頂いて、調停の中で話し合いしながら解決を探っていけるわけですから、調停の申立てをして頂ければよいのではないかと思います。

予定の時間が来てしまいました。次のテーマを決めなくてはいけないのですが、今の窓口の受付の問題も1回分のテーマになると思います。ソフトの問題とハードの問題の両面からカウンターのところの問題を職員の対応も含めて1回分のテーマになりうると思います。広報の関係では、今日のところはこの程度で打ち切ってよろしいか。

はい。

---

(別紙第3)

発言要旨(次回の意見交換のテーマについて)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

では、次回のテーマを話し合って頂きたいと思います。それぞれお持ちのテーマを出して頂いて、一度に沢山出来ないと思いますので、取りあえず次回以降のテーマの候補に残しておけばよいと思います。

今の受付の問題を続いてやれば良いと思うのと、先ほどのどんな風な広聴システムを裁判所として作るのか、或いは、ある程度実験的に少しアンケートをしてみるのかということで、広聴に関してやってみても良いのかなと思います。また、いつ取り上げられるかは別にして、調停の中身、いわゆる調停委員の選任とか、事件の内容に関わらないけれども事件の進め方といいたいまいしょうか、喜ばれる調停の在り方というところを是非近い将来やって頂きたいと思います。

3つ出していただきました。受付の問題。広聴の態勢の問題。調停制度の問題。その他、何でも結構ですからアイデアを出してください。

以前、開かれた裁判所にするための方策の自由討論の時にロビーの活用策が出ましたが、御検討いただけたのかを含めて聞かせて頂いてないと思います。具体化をすることができるのなら、その議論もあって良いのではないかと思います。

4月に私が来てからは、ロビーの活用策については議論しておりません。以前の議論は読ませて貰っているので、そういう議論があったことは承知しておりますが取り組みが難しいです。家事、少年の場合には、少年本人は来ますし、おやごさんも来ます。刑事の場合には、被告人のご家族なんかも来られます。マスコミの人に、裁判所の中ではカメラの取材はしないでくださいと厳にお願いしているのは、そういうところの心配があるからです。ですから、事件のある日の公開はどこまで出来るだろうという問題があります。

用事がある人しか来ないから、来てる人は何かあったんだろうということになりますが、開かれた裁判所として誰でも来るようになれば、別に裁判所に人がいるからといって、その人が裁判で来ているとは限らないし、絵を見に来ているかも知れないということにむしろなっていないかなという気がします。

分かりませんが、あまり人には見られたくないと思われるのではないのでしょうか。

開かれた裁判所にするため、もう少し何とかしようということで、ロビーには非常にいい空間があるという意見が出ました。確かにいわれた側面もあるとは思いますが、前はそこまで議論が進んでいませんでした。ですから、他には方法はないのかということも含めて、折角そういう話も出ていましたので、もう少し話をしてもいいのかなということです。どうしようもないということになるかも知れませんが、ある一定期間とかいう形で施設として利用しやすい場所があるのであれば利用可能ということになるのか、ということも含めて一度話をしてもいいという気がします。

開かれた裁判所というところに迫るためにも、裁判所の用事でなくても、例えばロビーで一生に一回の高齢者の展示会みたいなものが開かれて、その家族も来

て見られるようことが出来ないか、この近辺の人に愛されるような企画が出来ないか、そんなことが話せるテーマがあっても良いのではないかと考えてます。次回、もし窓口の問題とロビーの活用の問題で、自由に話が出来ることになれば良いと思います。

例えば土曜とか日曜に裁判所の下ガーデンで市民に飲み物でも配って一緒に飲み、こんな人が大津地家裁に裁判官としているんだよというような話があっても良いのではないかという気がします。土曜、日曜には少年審判はしないのですから。地域に根ざし、大津地家裁が地域社会の中で一定の存在感を持っているところを示すためにも、極論かも知れませんが、一般国民の感覚、課題というものを知って頂く機会にはなるのではないかと思います。

他のアイデアを出される方はいませんか。受付の問題と広聴の態勢の問題と調停制度の問題とロビーの活用策と大きく4つのテーマが出ました。

施設的な面ということで受付とロビーの活用ということでセットでどうかと思います。

他に何かご意見はないでしょうか。

先ほど意見が出ましたとおり、一番最初にこの委員会へ寄せて頂いた時からロビーの問題とか部屋の問題とかお話しさせて頂いたので、ほぼ同じだと思います。

それで良いと思います。受付の話ですれば公聴システムにももちろんリンクしますし、それがどれくらい具体的に追い込めるのかによる制限があると思うので、ご意見を出して貰うのなら、受付とロビーの活用というこの2つが良いと思います。

おおかたの意見がそういうところにあると思いますので、受付とロビーの活用というテーマでやることにしましょう。

次回は、ハード面を含めた受付相談窓口の在り方とロビーの活用方法をテーマとして、受付相談の実態も御紹介することになるかと思っています。どういう対応をしているのか、備え付けのパンフレットとか申立の受付はどういう事になって

いるのか、そういった資料も取りそろえて、次回はそこからご説明させて頂いて、ご意見を伺ってはいかがでしょうかと思います。